独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社関通		コード	9326
提出日	2024/5/13	異動（予定）日	2024/5/29	
独立役員届出書の提出理由	役員の異動による独立役員の異動			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	草深　多計志	社外取締役	○										△					有
2	田端　　晃	社外取締役	○										△					有
3	矢野　　雅夫	社外取締役	○										△				新任	有
4	紀　　道治	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	過去に勤務又は役員に就任していた他の会社等のうち、勤務経験がある株式会社三井住友銀行と当社との間に預金取引がありますが、預金約款に基づく取引であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。 なお、上記「役員の属性」には該当いたしませんが、現在非業務執行取締役を務めるドリームクロス株式会社は保険代理店として当社と取引関係がありますが、保険契約はそれぞれの保険約款に基づく契約であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。	草深多計志氏は、上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたって多様な企業の経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を有しております。この点から、監査等委員である社外取締役として、経営全般に対しての適正な監査が期待でき、企業統治体制を強化することができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	田端晃氏が代表を務める弁護士法人田端総合法律事務所に対して、2020年２月期において法律相談を行い所定の相談料等の支払いがありますが、当社の社外取締役に就任前であり、かつ金額的に重要性はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。	田端晃氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。この点から、監査等委員である社外取締役として、法令遵守を中心とした経営全般に対しての適正な監査が期待でき、企業統治体制を強化することができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	過去に勤務又は役員に就任していた他の会社等のうち、勤務経験がある株式会社三菱UFJ銀行と当社との間に預金取引及び資金の借入取引がありますが、預金取引は預金約款に基づく取引であり、資金の借入取引は一般的な取引条件を基準に個別に交渉した結果の条件によるものです。また、同氏が同行を退職してから10年以上が経過しておりますので、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと考えております。	矢野雅夫氏は、長年にわたり金融機関の業務執行者として勤務したのち、上場企業の常勤監査役を務め、企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を有しております。この点から、監査等委員である取締役として、経営全般に対しての適正な監査が期待でき、企業統治体制を強化することができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	紀道治氏は、企業経営者として長年にわたって業務を執行した経験から、企業経営に対する豊富な経験と高い見識を有しております。この点から、監査等委員である取締役として、経営全般に対しての適正な監査が期待でき、企業統治体制を強化することができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。